補装具費支給に関する契約書

（趣旨）

第１条　この契約は、春日井市（以下「甲」という。）と補装具業者（以下「乙」という。）との間に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給を行う際の代理受領（障がい者又は障がい児の保護者に代わって補装具業者が補装具費を受領することをいう。以下同じ。）等について必要な事項を定めるものとする。

（補装具の製作等）

第２条　乙は甲の発行する補装具費支給券兼代理受領委任状の交付を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「補装具費支給対象障がい者等」という。）と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の販売又は修理を行うものとする。

２　補装具費支給対象障がい者等に補装具を引き渡すにあたり、甲が別に定める場合を除き、乙は身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。

３　前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障がい者等に適合しないと認められた場合は、甲は不備な箇所を指摘して乙の負担においてこれを改善させることができる。

４　乙は、補装具費支給対象障がい者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

（補装具費の代理受領）

第３条　甲は、補装具費支給対象障がい者等からの委任に基づき、補装具費として補装具費支給対象障がい者等に支給されるべき額の限度において、補装具費支給対象障がい者等に代わり、乙に支払うことができる。

２　前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障がい者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

３　乙は、その販売又は修理を行った補装具について、前項の規定により、補装具費支給対象障がい者等に代わって補装具費の支給を受ける場合は、当該補装具を引き渡した際に、補装具費支給対象障がい者等から補装具費支給券兼代理受領委任状に記載した利用者負担額の支払を受けるものとする。

４　補装具の販売又は修理に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障がい者等に対し、領収書を交付しなければならない。

（請求）

第４条　乙は甲に対して補装具費を請求する場合には、代理受領に係る補装具費支払請求書に補装具費支給券兼代理受領委任状を添えて請求しなければならない。

２　甲は、乙から補装具費の適法な請求を受けた日から 30 日以内にその額を支払うものとする。

（変更等の届出）

第５条　乙は、名称又は所在地その他の事項に変更があった場合、及び当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに甲に対し届け出なければならない。

（契約の取り消し）

第６条　甲及び乙は、次の場合には一方的にこの契約を取り消すことができる。

⑴　この契約の履行に関し詐欺その他不正行為があった場合。

⑵　契約条項に違反があった場合。

（補装具引き渡し後の改善）

第７条　補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、乙の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、乙は第２条第３項に準じて改善しなければならない。

２　補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的変化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後９か月以内に生じた破損又は不適合は、乙の負担においてこれを改善しなければならない。ただし、厚生労働省告示第 528 号の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定にかかわらず、修理後３か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（不正利得の徴収等）

第８条　乙が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、甲は当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係帳簿等の保存）

第９条　乙はこの契約による帳簿及び関係書類を５か年間保存しなければならない。

（協議事項）

第 10 条　この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ決定する。

（契約期間）

第 11 条　契約の有効期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

（契約の更新）

第 12 条　この有効期間満了前１か月前までに契約の当事者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われないときは、有効期間満了の翌日において向こう１か年間順次契約を更新したものとみなす。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、双方連名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　春日井市鳥居松町５丁目 44 番地
春日井市
代表者　春日井市長　　印

乙